

## 各サービスの基準の改正の主な内容について

令和6年度の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進や自立支援・重度化防止に向けた対応等が求められる中、基準の改正が行われており、主な改正点は次のとおりです。

(1) 施行期日 令和6年4月1日

(2) 主な改正点

### ア 居宅介護支援・介護予防支援

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【管理者の責務及び兼務範囲の明確化等】</b></p> <p>提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	
2	<p><b>【運営規程等のウェブサイト掲載】</b></p> <p>事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。</p>	1年間の経過措置期間を設け、その間は適用しない。
3	<p><b>【他のサービス事業所との連携によるモニタリング】</b></p> <p>人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行うことを可能とする。</p> <p>ア 利用者の同意を得ること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <p>    i 利用者の心身の状態が安定していること。</p>	

	<p>ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</p> <p>iii 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。</p> <p>ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。</p>	
4	<p><b>【身体的拘束等の適正化の推進】</b></p> <p>身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。</p> <p>また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。</p>	
5	<p><b>【身体的拘束等の記録の報告】</b></p> <p>身体的拘束等を行う場合においては、長崎市に対し、速やかに記録の内容を報告しなければならないこととする。（長崎市独自基準）</p>	

## イ 居宅介護支援

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【公正中立性の確保のための取組の見直し】</b></p> <p>事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の義務から努力義務に変更する。</p> <p>ア 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの割合</p> <p>イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合</p>	
2	<p><b>【介護支援専門員1人当たりの取扱件数】</b></p> <p>基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、次のとおりとする。</p> <p>ア 原則、利用者の数（要介護者の数に要支援者の数</p>	

	<p>に1/3を乗じた数を加えた数)が44又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、利用者の数(要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数)が49又はその端数を増すごとに1とする。</p>	
--	--	--

ウ 介護予防支援

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行う場合の人員基準】</b></p> <p>地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援を行うことができるようになることに伴い、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準を次のとおり設ける。</p> <p>ア 事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。</p> <p>イ 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。(ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。)</p> <p>ウ 管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこと。</p>	
2	<p><b>【市に対する情報提供】</b></p> <p>市において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市に情報提供することとする。</p>	